パブリック・コメント　あなたの声をお聞かせください

芳賀町国民保護計画（案）に対するご意見を募集しています

芳賀町国民保護協会で議論し、芳賀町国民保護計画の素案をまとめました。この計画に町民の皆さんの意見を反映するため、パブリック・コメント（意見募集）を実施します。

国民保護法とは

この法律は平成16年9月に施行され、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。

大量破壊兵器や弾道ミサイル、国際テロ組織など、外部からの武力攻撃から国民を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務や避難・救援・武力攻撃災害への対処などの措置が規定されています。

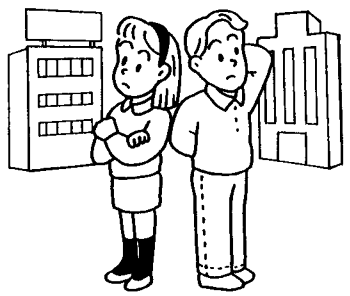

芳賀町国民保護計画作成の背景

国民保護法の施行に伴い、都道府県および市町村は、国民保護計画を作成することが義務づけられました。平成17年度に都道府県で計画が策定され、18年度中に市町村での計画策定が進められています。

町の計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の基本方針や県の計画に基づき、国・県・関係機関等と連携・協力して、迅速かつ的確に住民の避難や救援などを行うために、あらかじめ定めておくものです。芳賀町では、19年3月末の策定をめざして、芳賀町国民保護協議会や町民の皆さんの意見などを踏まえ、「芳賀町国民保護計画」の作成を進めています。

芳賀町国民保護計画

第1編　総則
計画の目的、計画の構成および計画の見直しや変更の手続きなどの基本的な事項について記載

第2編　平素からの備えや予防
武力攻撃事態等が起きたときに国民保護を的確かつ迅速に行えるよう平素からの備えと予防について記載

第3編　武力攻撃事態等への対処
武力攻撃事態等が発生した際における避難住民の誘導など、町の対応全般について記載

第4編　復旧等
町が管理する施設などで、武力攻撃被害が発生したとき、一時的な修繕などの応急復旧措置に必要となる事項を記載

第5編　緊急対処事態への対処
大規模テロなど武力攻撃に準ずる手段で、多数の人を殺傷する行為が発生した場合、または発生するおそれが切迫していると認められる場合に、武力攻撃事態等に準じた措置を講ずることを記載

芳賀町国民保護計画（案）の概要

第1編「総則」

【町の責務、計画の目的、構成等】
住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について記載

【国民保護措置に関する基本方針】
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意するべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として記載

【町の事務の大綱等】
国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携協力を確保できるよう、国民保護法における町の役割の確認と関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握

【町の地理的社会的特徴】
武力攻撃事態等に際して、町の地理的、社会的特徴等について確認するとともに、その形態や方法、それにともなう対処方法等、考慮するべき町の地理的、社会的特徴を記載

【町国民保護計画が対象とする事態】
基本指針及び県国民保護計画に基づき、想定する4類型の武力攻撃事態と緊急対処事態を記載

第2編「平素からの備えや予防」

【組織及び体制の整備等】
国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織及び体制、職員の配置等の整備、各課室での平素の業務、関係機関との連絡体制整備、通信体制の整備及び確保、職員への研修、訓練等

【避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え】
避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項

【物資及び資材の備蓄、整備】
防災用備品の品目や基準を踏まえ、国民保護措置に必要な備蓄、調達体制

【国民保護に関する啓発】
国民保護措置やその実施における基本的人権への配慮に関する啓発、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項

第3編「武力攻撃事態等への対処」

【初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置】
事態認定前における危機対策本部の設置及び初動措置のほか、武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

【町対策本部の設置等】
町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等及び通信の確保

【関係機関相互の連携】
町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項

【警報及び避難の指示等】
警報、緊急通報、避難の指示の伝達等について記載し、また、事態の種類に応じた避難経路、避難手段、避難住民の誘導方法等を含む避難実施要領を策定、避難誘導の実施等

【救援】
町長は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容、関係機関との連携、救援の際の物資の要請等

【安否情報の収集・提供】
町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項

【武力攻撃災害への対処】
○武力攻撃災害への対処
町は、武力攻撃災害への対処において、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項
○応急措置等
町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項
○生活関連施設等における災害への対処等
町は、生活関連施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対処
○NBC（核・生物・化学兵器）攻撃による災害への対処等
町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項

【被災情報の収集及び報告】
町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項

【保健衛生の確保その他の措置】
町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置について必要な事項

【国民生活の安定に関する措置】
町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関して必要な事項

【特殊標章等の交付及び管理】
町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項

第4編「復旧等」

【応急の復旧】
町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項

【武力攻撃災害の復旧】
町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項とその基本的な考え方

【国民保護措置に要した費用の支弁等】
町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項

第5編「緊急対処事態への対処」
緊急対処事態は、ゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととし必要事項を記載するほか、緊急対処事態及び武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達について記載する。

【資料の配布場所】　役場総務課、生涯学習センターおよび各分館、芳賀町ホームページに掲載
【意見の提出方法】　配布場所に備えてある用紙に記入し、郵送、FAX、電子メールで応募
※電話などによる口頭での意見提出はご遠慮ください。
問 総務課地域安全対策係　〒321-3392　芳賀町祖母井1020
【☎028 (677) 6029】【FAX028 (677) 3123】【✉tiikianzen@town.haga.tochigi.jp】
【提　出　期　限】　12月22日まで